



一関市内飲食店の皆さまへ

テイクアウト事業補助のご案内



一関市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな販路開拓が必要となった市内に店舗を有する飲食店経営者が、新規に行うテイクアウト事業及びデリバリー事業の取組に要する経費負担の軽減を図り、飲食店経営者の円滑な事業展開による販路拡大の促進を支援します。

対象者	<p>①飲食店経営者</p> <ul style="list-style-type: none">・ 法人は、中小企業基本法で定義する中小企業者・ 個人事業主は、所得税の確定申告又は市民税の申告において事業収入を申告している者で、主たる収入が給与及び雑所得（年金など）でない者 <p>②令和2年4月1日現在において、一関市内に店舗を有する者</p> <p>③令和2年2月1日以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、新たにテイクアウト事業又はデリバリー事業を開始した者。</p> <p>【補助対象外とする事業者】</p> <ul style="list-style-type: none">・ フランチャイズ契約を締結して事業を行っている飲食店経営者・ 一関市暴力団排除条例(平成27年一関市条例第38号)第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等・ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる事業を起業する者又は起業しようとする者
対象経費	<p>令和2年4月1日から令和2年9月30日までの期間内に要した経費</p> <p>①消耗品費（購入費が3万円以内の物品。容器、箸、使い捨てスプーン等の購入費用）</p> <p>②委託費（チラシ、メニュー等の作成委託費用。デザイン料を含む）</p> <p>③手数料（食品衛生法上の営業許可を追加取得するための費用）</p> <p>④広告宣伝費（チラシ配布、看板製作、ホームページ改修等の費用）</p>
補助内容	<p>①補助金額：補助対象経費の額とし、1,000円未満を切り捨てた額</p> <p>②補助上限額：6万円（各店舗1回限り）</p> <p>③補助申請期間：令和2年7月1日から令和2年11月30日まで</p>

申請書類	<p>①販路拡大応援事業補助金交付申請書兼請求書 ※</p> <p>②令和2年4月1日現在において一関市内に飲食店を有していることが分かる書類</p> <ul style="list-style-type: none">・ 法人は、法人登記の全部事項証明書及び営業許可書 等・ 個人事業主は、個人事業の開業届出書、開設検査確認済書、営業許可書 等 <p>③法人税又は確定申告書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none">・ 法人は、法人申告書別表1及び法人事業概況説明書・ 個人事業主（青色申告者）は、確定申告書B第一表及び所得税青色申告決算書・ 個人事業主（白色申告者）は、確定申告書B第一表及び収支内訳書・ 個人事業主（住民税申告者）は、市民税・県民税申告書及び収支内訳書 <p>④テイクアウト事業等を行っていたことが分かる書類</p> <ul style="list-style-type: none">・ チラシ、広告の写し、提供する飲食物の写真 等
------	--

⑤振込先口座の通帳の写し

- ・金融機関、支店、口座番号及び名義人のカナ表示がある箇所の写し

⑥補助対象経費の支払いがわかる書類

- ・領収書

※②及び③の資料は、「中小企業経営継続支援給付費」又は「地域企業経営継続支援事業費補助金（家賃補助）」の申請時に市に提出している場合は添付を割愛することができる。

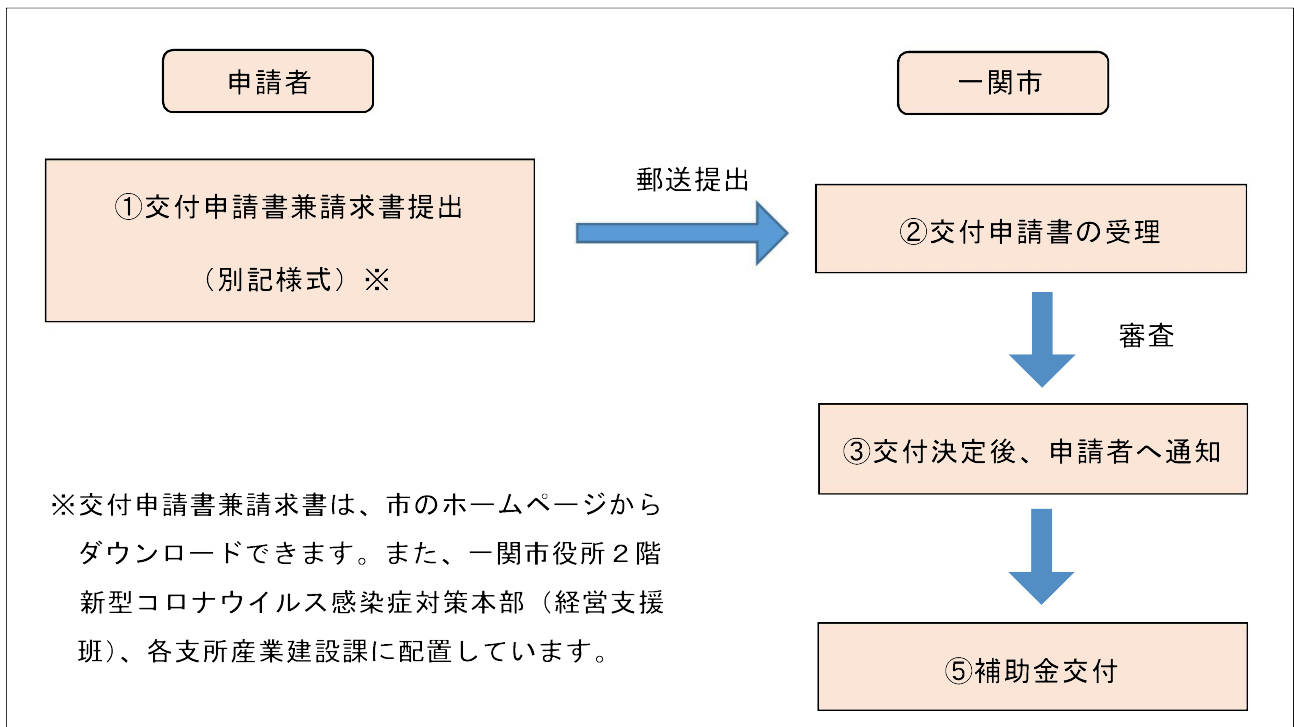
●申請書類提出先

【郵送先】

〒021-8501 一関市竹山町 7-2 一関市役所内
新型コロナウイルス感染症対策本部（経営支援班） 宛

●申請から補助金交付までの流れ

- ・申請書類に不備があった場合は、補助金の振込みまでに時間をいただくことになります。
- ・必要に応じて、追加資料の提出をお願いする場合があります。



●その他

この補助金は、所得税法上「事業所得」に該当し、事業収入のその他収入になります。所得税等は、必要経費や所得控除を差し引いた残額で計算されます。



【お問合せ先】

一関市新型コロナウイルス感染症対策本部（経営支援班）
〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号
電話：(0191) 21-8730 (ダイヤル)

